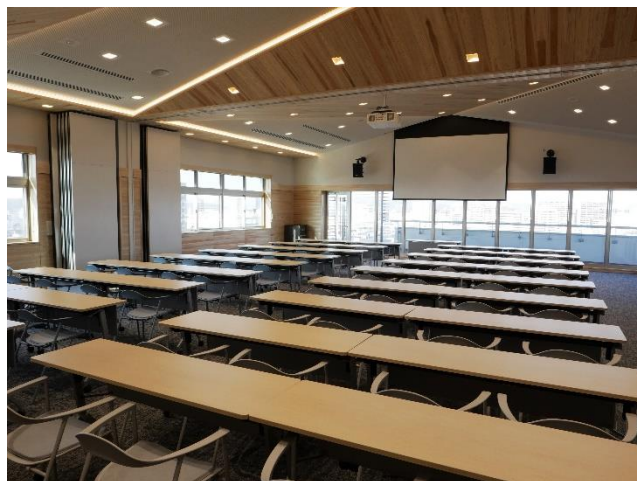


今年は議員選挙の年です

倉敷商工会議所議員は令和4年10月31日で任期満了となり、改選を迎えます。これに伴い、9月から10月にかけて、新しい議員の選出が行われます。

商工会議所議員は当所管内の商工業者を代表して、商工会議所の事業運営に関与し、その事業の推進役となって、地域における商工業の振興と地域社会の進展にご尽力いただく重要な役割を担っています。



会員の皆さまには、本特集をご覧いただき、議員選挙が円滑に行われますようお願い申し上げます。

※写真は議員総会が行われる第4・第5会議室

議員選挙をご存じですか？

議員は会員の代表です

「議員選挙」と言うと、公職選挙法に基づく国会や地方議会の議員選挙と間違われることがあります。商工会議所法の中で、商工会議所は会員事業所の代表として、議員を選ぶことが求められています。選ばれた議員は、商工会議所の最高議決機関である「議員総会」の構成員として、商工会議所の運営について意思決定することになります。

議員の定数は100名

倉敷商工会議所の議員は、幅広い分野から100名が選ばれます。選出方法によって、1号議員（50名）、2号議員（35名）、3号議員（15名）に区分されます。3号議員、2号議員の選任に続き、1号議員の選挙がありますが、選出後はすべて同一の資格です。議員総会で全議員の中から選任される常議員（33名）は、定款で役員と位置付けられています。

1号議員（50名）

会員、特定商工業者の投票によって選出

2号議員（35名）

業種別の8部会を開催して選任

3号議員（15名）

会頭が候補者を選定し、常議員会の同意を得て選任

8月17日で選挙人確定

倉敷商工会議所議員選挙管理委員会は、8月17日時点で選挙権を持つ会員及び特定商工業者を掲載した選挙人名簿を作成します。令和4年度の会費を同日までに納入していない事業所は対象外で、この名簿に載っていない会員及び特定商工業者は、選挙に参加できません。

会費・特定商工業者負担金の納入はお早目に！

議員選挙で選挙権を持つことができるのは、倉敷商工会議所の会員と特定商工業者の二者に限定されます。ただし、次のような制約があります。

会員の場合

1. 令和4年度の会費を完納していること
 - ・金融機関の預金口座振替で納入の場合、6月17日に全額振替納付
 - ・増口する会員は、増口分の会費を8月17日までに納入
2. 倉敷商工会議所の管轄区域内に事業所があり、営業していること
3. 商工業者、事業活動を行う団体や個人であること

以上の条件を満たせば、1号議員の選挙権（会費1口4,000円につき1票）と、2号議員の選任権が与えられます。

特定商工業者の場合

令和4年度の特定商工業者負担金（3,000円）を8月17日までに納付していること。ただし、1号議員の選挙権（1票）に限定

会員と特定商工業者の違い

会員

任意加入制度で入会を申し込み常議員会で承認決定

特定商工業者

従業員20人（商業・サービス業は5人）以上または資本金300万円以上の事業所を商工会議所法に基づき指定

1号議員選挙 定数50名

1号議員選挙は、議員定数100名のうち50名を投票によって選ぶ制度です。公職選挙が「人が人を選ぶ」とすれば、商工会議所の議員選挙は「企業が企業を選ぶ」もので、商工会議所法と定款、議員選挙選任規約等によって、特別のルールが設定されています。

投票権は最高50票

会員は会費の口数に応じて、複数の投票権を持つことができます。ただし、投票権には上限があり、1会員あたりの票数は50票以下に制限されています。

投票権は委任できます

8月17日に選挙人名簿が確定すると、選挙権のある会員には、9月中旬に1号議員選挙の委任状が郵送されます。この用紙は、選挙権を持つ会員が何票分の投票権を持つかを示しており、投票権を第三者に移すときに使われます。

例) 会員のA社がB社、C社、D社の記名捺印済みの委任状を代理投票日に持参すれば、A社はB社、C社、D社の投票権を代理人として、行使できます。

この場合、A社は立候補者である場合が多いようです。

同委任状に記名捺印し、議員選挙管理委員長に分割請求書を提出すれば、必要な枚数の新しい委任状が交付され、第三者に投票権を移すことができます。最終的には、代理投票日の10月11日に議員選挙管理委員長まで持参した会員に対し、その投票権が与えられることになります。議員総会の委任状と異なり、1号議員選挙の委任状は、あくまで第三者に投票権を移すためのものなので、事務局に送ると票が無駄になります。

投票権は分割できます

選挙人に送られる委任状は1通で、票数の総合計が記載されています。そこで、もし2票以上の投票権を持つ会員のところへ複数の会社から「票を分けてほしい」と依頼がある場合を想定し、この投票権を分割して交付することが認められています。手続きをすれば、希望の枚数、希望の票数で委任状の分割再交付を受けられます。

投票と当選

投票は令和4年10月13日に実施される予定で、事前に全選挙人に対して投票会場への入場票を郵送します。ただし、委任状に記名捺印して、第三者に投票権をすべて移転した会員・特定商工業者は、投票できません。投票が行われた場合は即日開票となり、議員選挙管理委員長の認証を受け、当選公告を経て正式決定します。

増 口

議員選挙に際し、各方面から票の依頼があり、自社の持ち票だけでは不足する場合を想定して、増口の制度が認められています。

50口未満の口数を持っている会員が、選挙時に限って自社の口数を一時的に増やすことができます。ただし、この場合も持ち票数は50票以下に制限されます。「増口・新規加入申込書」に必要事項を記入捺印し、増口分の会費を添えて8月17日までに申し込むと、希望する数の投票権が取得できます。

立候補するには

立候補届

1号議員の候補者になるには、9月23日から10月3日までに、立候補届を議員選挙管理委員長宛に提出しなければなりません。立候補届には、次の添付書類が必要です。

- ①個人の場合は履歴書
- ②法人の場合は会社謄本（登記事項証明書）
- ③団体の場合は所轄庁の証明書

分担金

1号議員の立候補には、議員選挙選任規約第52条4項に基づき、分担金として4万円を納付する必要があります。

2号議員の選任 定数35名

商工会議所は地域経済の総合的な発展を図るという重大な使命があることから、地域経済を担う方々の代表としての議員は、幅広い業種から選ばれるのが望ましいことは言うまでもありません。そこで、その趣旨を実現するために考案されたのが、この2号議員の選任です。

倉敷商工会議所の会員は、部会編成表の構成に従って業種別に8部会に分けられています。2号議員の選任は、この8部会の会議を順に招集し、その会議の議決をもって議員を決定する制度です。

従って、2号議員を選任するために会員が行使できる権利は、部会での選任権1個に限定されており、この点に1号議員選挙との違いがあります。また、部会に招集されるのは会員が対象になるため、特定商工業者に2号議員の選任権はありません。

部会の決定

各会員がどの部会に所属しているかは、入会時の申し込みやその後の変更届に基づき、8月17日の選挙人名簿の確定で決定されます。

2号議員の割当

2号議員35名を8の部会にどのように振り分けるかは、次のような算式によって決定されます。

$$A \text{ 部会の 2 号議員割当数} = 35 \text{ 名} \times \left(\frac{A \text{ 部会所属会員数}}{\text{総会員数}} + \frac{A \text{ 部会所属会員の持口数}}{\text{会員の持口数}} \right) \div 2$$

※参考までに前回割当数を部会編成表に掲載します。

2号議員を選任する部会の開催

2号議員を選任する部会は、9月16日から9月22日にかけて開催されます。部会は、その部会の総会員の5分の1以上の出席があって成立し、出席者の過半数をもって決まります。

※令和元年度割当数

商 業 部 会	10人
工 業 部 会	6人
建 設 部 会	8人
蘭 製 品 ・ 雑 貨 部 会	1人
理 財 部 会	4人
運 輸 交 通 部 会	3人
観 光 部 会	2人
医 療 ・ 福 祉 部 会	1人

2号議員の誕生

部会が2号議員を選任した後、各部会長は選任されたものの就任承諾書を議員選挙管理委員長へ通知します。その際、選任された事業所は、職務執行者届と調査票の提出及び分担金7万円が必要です。委員長が、その通知により2号議員に選任されたことを認証し、公告することによって2号議員が誕生します。

3号議員の選任 定数15名

3号議員は、地域商工業の発展のためにぜひとも議員に参画してもらいたい会員や、事業が公共的な性格のため選挙になじまない会員の中から、推薦によって会頭が候補者を選定し、常議員会の同意を得て選任される議員のことです。

会議所議員が決まるまで

6月	30日	選挙人名簿の作成
7月	23日	選挙人名簿の確認「調製」
8月	6日～12日	選挙人名簿の縦覧期間
	17日	選挙人名簿の確定
9月	7日	3号議員の選任（常議員会）
	16日～22日	2号議員の選任（各部会）
	23日～10月3日	1号議員選挙立候補受け付け
10月	11日	1号議員選挙代理投票
	13日	1号議員選挙投票日

